

令和３年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和４年１月３１日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和３年度 財政援助団体等監査

期間 令和３年７月８日～令和３年１１月２９日

範囲 令和２年度事業を対象

①出資団体 ２団体

②公の施設の指定管理者 ４団体（５施設）

③補助金等交付団体 所管部局に対して実施（１補助金）

対象団体	指摘事項	回答
株式会社 ウッドエイさん ない	（１）出資団体に対して 総会資料の数値内訳に不一致な箇所がある。 （２）所管部局に対して 数値等に誤りがある総会資料を受領している。 提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。	（１）株主にとっては経営状況を判断する材料となるものであり、正確な報告が行われるよう指導する。 （２）報告書類提出時期にヒアリングを実施し、提出資料の精査等、事前チェックの強化を図る。
横手市 指定管理者 国産木材・株 式会社 需要開 発セン ター ウッド エイ さん の香 ない	（１）公の施設の指定管理者に対して 特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して 基本協定書及び年度協定書に誤りがある。協定書は、適切かつ円滑な施設管理のために必要な事項を規定することを目的としているため、十分精査し、内容に不備のないよう努められたい。	（２）指摘を受けた基本協定書及び年度協定書について、不備内容を修正し、令和４年度に適切な形で協定締結をおこなう。

対象団体	指摘事項	回答
指定管理者・株式会社・ウッドエイさんない農香庵 横手市農林水産物直売・食材供給施設	(1) 公の施設の指定管理者に対して業務計画書において、収支計算書の内容を検討されたい。 (2) 所管部局に対して特に指摘する事項はなかった。	(1) 指摘を受けた収支計算書について、集計の項目を補足資料の項目と一致させるよう改善し、令和4年度の報告分より実施するよう指導する。
指定管理者・株式会社・まめでらが、十字道リーの駅ディングカンパニー 横手市道の駅（十字）	(1) 公の施設の指定管理者に対して経理規程に規定されている経理責任者の承認を行っていない。 (2) 所管部局に対して特に指摘する事項はなかった。	(1) 指定管理者に対し、経理規程に規定されている経理責任者の承認を行うよう指導し、改善した。
指定管理者・一般財団法人 横手市増田まんが美術館 横手市増田まんが美術財団	(1) 公の施設の指定管理者に対して経理規程に規定されている経理事務処理を行っていない。 (2) 所管部局に対して ア 基本協定書及び業務報告書を関係部署に合議していない。 イ 基本協定書に記載されている備品において、備品システムに登録されていないものがある。	(1) 指定管理者に対し、経理規程に規定されている経理事務処理の徹底を指導した。 (2) ア 基本協定書及び業務報告書を関係部署に合議し、改善した。 イ 備品システムへ登録するため、指定管理者とともに現地での確認精査を行っており、対応していく。